

令和5年12月11日
三次市 市民部 環境政策課

三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地の公募について

現在、三次市では、燃やせるごみ等を焼却した後に残る灰等を下荒瀬最終処分場で埋め立てています。下荒瀬最終処分場は、私達の生活に必要な施設ですが、埋立を開始してから30年が経過しており、令和13年度中には満杯となってしまいう見込みです。そのため、次期最終処分場の整備事業が円滑に進められるように、候補地の公募を行うこととしました。

応募地を次期最終処分場の候補地として決定した際には、地域の皆様と協議を重ねたうえで、地域振興事業を実施させていただく予定です。

応募の検討について、よろしくお願い致します。

応募者 : (1) 応募地の全部または一部の土地所有者（個人、法人は問わない。）

(2) 応募地に位置する自治会（常会）の長

応募期間：令和5年12月11日 ～ 令和6年4月1日

応募方法：公募要領を参照

なお、応募にあたっての不明点や最終処分場について確認したいこと等があれば、ご遠慮なく、次の問合せ先にご連絡ください。また、ご要望がありましたら、地域での説明会等にも伺います。

(問合せ先)

三次市 市民部 環境政策課 業務管理係

〒729-6213 広島県三次市廻神町1820番地12 三次環境クリーンセンター

TEL：0824-66-3449 FAX：0824-66-3168

メールアドレス：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

候補地の公募要領

1 目的

現在、三次市では、下荒瀬最終処分場で廃棄物を埋め立てています。下荒瀬最終処分場は、供用開始から30年が経過しており、令和13年度中には満杯となってしまいう見込みです。

次期最終処分場の整備にあたっては、円滑に事業が進められるよう候補地の公募を行うこととします。

2 次期最終処分場の概要

施設概要 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物最終処分場

埋立容量 : 目安として48,000 m³程度

必要面積 : 3ha 以上

構造形式 : オープン型もしくはクローズド型（候補地の形状や地質等を考慮して決定する）

埋立期間 : 埋立開始から15年間程度を予定（複数の埋立地が整備可能な広い敷地の場合、協議の上、期間を延長することを検討する）

埋立対象物 : 焼却灰(主灰)、固化灰(飛灰)、埋立ごみ、カレットサンド、破碎残渣、汚泥炭化後の残渣、覆土 ※埋立対象物の写真は別紙参照。

3 応募条件

応募条件は、次の事項とします。

(1) 必須とする事項

応募いただくために、次の事項はすべて満たしてください。

ア 三次市内に位置する土地であること

イ 敷地内に急傾斜地、河川が無いこと

ウ 面積が概ね3ha以上であること

エ 三次市暴力団排除条例に規定する暴力団等が所有する土地でないこと

オ 公募期間の初日以降に暴力団等から所有権が移転された土地でないこと

カ 次に掲げる区域に該当しないこと

- ・文化財保護法の規定による史跡、名勝及び天然記念物の指定区域
- ・埋蔵文化財包蔵地
- ・自然公園地域及び自然環境保全地域
- ・洪水ハザードマップによる浸水想定区域
- ・飲料水源への影響のおそれのある区域

※該当する区域が、応募地に少しでも含まれていたら応募できない、というわけではありません。応募地と該当する区域の位置関係によって、応募可否の判断に疑問等が生じるとしたら、「提出・問合せ先」にご相談ください。

(2) 望ましい事項

必須ではありませんが、次の事項を満たしていることが望ましいです。

- ア 土地の形状、地質が整備に適していること（急傾斜な地形でないこと、地盤が緩くないこと）
- イ 水道、電気の引込みや、搬入路の整備が難しいこと
- ウ 応募地内の自治会（常会）の長に対し、応募の意向を伝えていること
- エ 応募地の土地所有者の同意見込みがあること

4 選定方法

応募地は、「三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会」において設定した候補地選定指針に基づいて評価・順位付けを行い、高位となった箇所を候補地として決定します。

5 選定結果の公表

選定された候補地は、三次市ホームページに公表します。公表時期は、令和7年3月の予定です。また、応募者に対しては、応募地の評価結果を文書により別途通知します。

6 応募方法等

- 応募者：(1) 応募地の全部または一部の土地所有者（個人、法人は問わない。）
(2) 応募地に位置する自治会（常会）の長
(複数の自治会（常会）にまたがる場合は、その長の連名とする。)

応募期間：令和5年12月11日～令和6年4月1日

応募方法：応募期間内に次の書類を持参又は郵送で提出

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8:30～17:15に受付する。郵送の場合は応募期限日必着とする。)

- ・三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地応募申請書 様式1
- ・応募地内の自治会（常会）への応募意向伝達状況表 様式2
※3 応募条件(2)望ましい事項ウに該当するため、自治会（常会）の長への応募意向の伝達についての記入は、任意とします。
- ・応募地の土地所有者の状況表 様式3
※3 応募条件(2)望ましい事項エに該当するため、土地所有者の同意状況についての記入は任意とします。
- ・誓約書 様式4
- ・応募地位置図（縮尺1/5000程度で位置が確認できる地図、様式任意）
※応募地までの道路整備が必要な場合は、その想定ルートも図示すること
- ・登記事項証明書及び公図（地籍測量図等）の写し

7 提出・問合せ先

応募書類の提出先は、次のとおりです。また、応募にあたっての不明点や最終処分場について確認したいこと等があれば、次の問合せ先にご連絡ください。

三次市 市民部 環境政策課 業務管理係

〒729-6213 広島県三次市廻神町1820番地12

三次環境クリーンセンター

TEL：0824-66-3449 FAX：0824-66-3168

メールアドレス：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

8 留意事項

- (1) 応募を取下げるときは、「提出・問合せ先」に速やかに連絡の上、応募取下げ書（様式5）を提出してください。ただし、選定結果の公表後に応募を取下げるとは、事業の進行に大きな影響を及ぼすためできません。
- (2) 三次市は、選定した候補地の応募者等と、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けて協議を行います。応募者等との協議において本事業の同意を得ることができず、事業進捗の見込みがないと判断した時は、協議を取りやめ、候補地の選定を取り消すこととします。この場合、次点の候補地を繰り上げます。
- (3) 提出書類に虚偽があることが判明した場合は、当該応募を無効とします。順位付け後に虚偽が判明した場合は、当該応募以降の順位を繰り上げます。
- (4) 提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。
- (5) 提出書類は、原則返却しません。
- (6) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

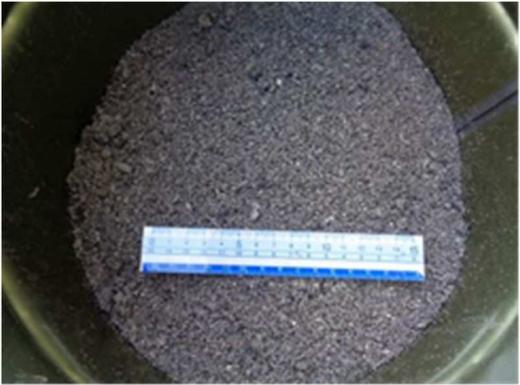
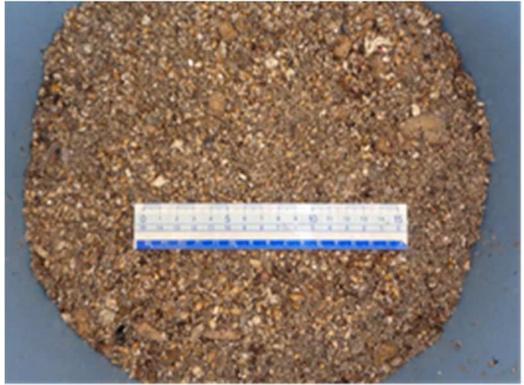
以上

別紙：埋立対象物の写真

2) 埋立対象物

三次市では、以下の廃棄物を埋め立てています。なお、年間埋立量は、約 1,900 m³です（過去 3 年平均）。

表 3 埋立対象物

<p>焼却灰</p>	 <p>焼却灰（主灰）</p>	 <p>固化灰（飛灰）</p>
<p>不燃物</p>	 <p>埋立ごみ</p>	 <p>カレットサンド</p>
<p>残渣物</p>	 <p>破碎残渣</p>	 <p>汚泥炭化後の残渣</p>

- ※焼却灰（主灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰（燃えがら）。
- 固化灰（飛灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰のうち、飛散しやすい細かい灰（飛灰）を薬剤処理し、成形・固化したもの。
- カレットサンド ガラス類やびん類を細かく破碎して粒状になったもの。
- 破碎残渣 リサイクルに適さない燃やせないごみ等を埋め立てやすいように破碎したもの。
- 汚泥炭化後の残渣 し尿処理施設にて汚泥を炭化（肥料化）する際に生じた残渣。
- ※その他には、廃棄物を埋め立てた後、ごみの飛散、蚊やハエ、悪臭等の発生を防止するため、覆土（土を被せる作業）を含む。